

「保険」と「税務」

ほとんどのお客様が法人もしくは個人で「保険」にご加入されていることと思います。

しかし、万が一の時、誰にどのような「税金」が課税されるか、ご存知でしょうか。非課税となる入院給付金などを除いて、受け取る保険金等は課税対象となり、保険金の種類や契約形態によって課税される税目は異なります。今回は、個人でご加入の生命保険において、死亡保険金や満期保険金の受け取りにより、どのような「税金」が課税されるかご紹介いたします。

※ 税額計算上、「基礎控除」や「特別控除」を利用することで税金が課税されない場合もあります。

死亡保険金にかかる税金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
 夫	 夫	 妻	相続税
 夫	 妻	 夫	
 夫	 妻	 子	

(※1)所得税が課税される場合、住民税においても課税対象となります。

入院給付金や通院給付金のように、ケガや病気で受け取られる保険金は、税金は課税されません。

しかし、右図のように、同じ「死亡保険金」「満期保険金」であっても、**被保険者は誰なのか、受取人は誰なのか**、といった契約形態によって課税される税目は異なります。

満期保険金にかかる税金

契約者	被保険者	満期保険金受取人	税金の種類
 夫	 夫	 夫	所得税(※2)
 夫	 妻	 夫	
 夫	 夫	 妻	
 夫	 妻	 妻	贈与税
 夫	 妻	 子	

(※2)「源泉分離課税」として20.315%(所得税+復興特別所得税+住民税)を入金時に控除される商品もあります。

まとめ

自身の死亡後に遺族へ生活資金を残したい、老後への備えとして保険を使って蓄えを増やしたい、子供が結婚する時の資金としてプレゼントしたい、など保険へのご加入には様々なきっかけがあります。しかしながら、ご加入時に、保険金受取の税務まで気にされる方は、ごく少数なのも事実です。

保険の契約形態によっては、**他の税目よりも税率が高い贈与税が適用されるケース**も出てきます。

ご自身の保険証券をご確認いただき、ご加入の保険商品における保険金受取人がどなたなのか把握されることをおすすめ致します。